

令和元年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
1	道路管理課	街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について 街路樹管理業務の委託契約における路線別作業完了報告書について、報告がされていないものが散見された。委託業者に路線ごとの作業が完了した都度に作業完了報告書を提出させるよう指導し、発注者として作業の完了を確認する必要がある。	措置済	平成30年度の当該業務委託から新たに定めた報告指示であり、周知徹底が不十分であったため報告の不備が発生していたが、平成31年度以降の業務については指導を徹底し、遺漏なく報告書を提出させている。	R2.5.15
2	道路保全課	私道舗装補助審査会に関する要領の改定について 私道舗装補助審査会に関する要領について、市の組織変更に伴う改定がされていない。現在の市の組織の役職及び部署と整合するよう、要領を改定する必要がある。	措置済	姫路市私道舗装補助金交付要綱に定められた私道舗装補助審査会においては、私道舗装補助事業そのものが、同事業発足当時に比べて申請件数や予算措置額の減少により形骸化しており、私道舗装補助審査会の在り方についても、その必要性を見直さざるを得ない状況となっている。 そこで、この度の包括外部監査の意見を踏まえたうえで、上記理由により同補助金交付要綱を見直し、同時に私道舗装補助審査会についても廃止することとし、同会の関係する条項部分を削除することとした。	R2.5.15
3	道路保全課	道路監理員の任命手続について 道路監理員の任命事実や任命手続について、証拠を文書で残す必要がある。	措置済	道路監理員の任命手続については、職員の異動に伴う任命や交付更新の際、その都度、任命手続に関する決裁を行い、その任命記録を残すよう改めた。	R2.5.15
4	道路保全課	常温合材の管理台帳について 常温合材については、受入日及び受入数量だけでなく、払出日及び払出数量並びに残数量を記録した台帳により管理するべきである。	措置済	常温合材の払出日及び払出数量並びに残数量を記録する台帳に改善した。	R2.5.15

令和元年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項及び措置状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置等報告（通知）日
5	長寿命化推進課 (所掌は道路管理課)	花の北横断歩道橋について（共同管理協定の管理の不備について） 花の北横断歩道橋は、昭和57年に民間企業から寄付を受けたものである。当時、当該民間企業が営業していた施設に接続する歩道橋であったため、共同利用の観点からその保安全管理については共同管理協定の覚書を交わしている。その後、平成18年に当該施設は別の民間会社に売却されたが、所有者変更時に、昭和57年の共同管理協定の引継ぎについて確認できておらず、覚書の有効性が保たれているのか定かでない。事実確認をしたうえで、有効性を明らかにする必要がある。	措置予定	共同管理協定について事実確認を行い、今後の歩道橋の管理について相手方と協議していく。	R2.5.15
6	北部道路事務所	各種の実施要領の適用について 姫路市道路パトロール実施要領や道路照明灯設置基準等、道路管理部の実施要領の規定に従った業務の執行を行う必要がある。	措置済	実施要領等の内容について改めて確認し、理解を徹底した。 今後は、本庁道路管理部とも連携を図りながら、規定に従った業務の執行を行う。	R2.5.15
7	北部道路事務所	備品管理について（備品登録の漏れ） 備品台帳に登録されていないことが判明した機械について、早急に備品登録処理を行うとともに、使用可能性について検討を行い、適切な処理を行うべきである。	措置済	指摘の機械（オートレベルAL21型）については、すでに備品登録処理を行い、他の機器の予備として活用している。 今後は備品登録に遺漏のないよう処理を行う。	R2.5.15
8	北部道路事務所	備品管理について（市有品表示の徹底について） 備品台帳の登録時の記載誤り及び備品シールの貼付がされていない備品があった。姫路市物品取扱規則等に従って、所定の管理を行うべきである。	措置済	指摘の備品（プラニメーター、USHIKATA X-PLAN 360i 備品番号1612975）については、姫路市物品取扱規則第14条により備品シール貼付を行い、市有品である旨の表示を行うとともに、備品台帳の登録時記載誤り（「360d」から「360i」へ）を修正した。 今後は、姫路市物品取扱規則等に従って、適切な管理を行う。	R2.5.15
9	北部道路事務所	資材置場の公有財産としての管理について 資材置場（夢前町高長35-1）については、普通財産ではなく行政財産（公用財産）として北部道路事務所管理する必要があるため、適切な登録手続きを行うべきである。	措置済	指摘の資材置場については、令和2年1月24日付で管財課と協議意見書を取り交わし、行政財産（公用財産）として北部道路事務所に所属替えを行った。 今後は、公有財産の管理について適切な事務処理を行う。	R2.5.15